1 議会費

1 議会費　　1 議会費

[担当：議会事務局] P.49

1001　議員報酬等に要する経費　190,027,000 円（200,895,000 円）

[一財 190,027,000 円]

○ 内容

(1) 報酬

議　長	@494,000×12 ヶ月×1 人
副議長	@444,000×12 ヶ月×1 人
議　員	@411,000×12 ヶ月×21 人

(2) 期末手当

議　長	@494,000×1.15×3.35 月×1 人
副議長	@444,000×1.15×3.35 月×1 人
議　員	@411,000×1.15×3.35 月×21 人

(3) 議員共済給付費負担金

@410,000×23 人×12 月×33.6/100＝38,021,760 円

[担当：議会事務局] P.50

2001　議会調査運営に要する経費　8,527,000 円（11,419,000 円）

[その他 440,000 円　一財 8,087,000 円]

＊ 特財積算根拠

[繰入金:ふるさと取手応援基金繰入金 440,000 円]

○ 目的

(1) 議員の費用弁償に係る経費

従前の委員会全員による遠隔地への先進地視察を廃止し、地方自治法第 100 条第 13 項、会議規則第 106 条及び第 167 条の規定に基づく議員・委員派遣制度によって効率的かつ効果的に先進事例の調査充実を図る。

(2) 政務活動費

議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として、議会における会派又は無会派議員に対し交付する。使途については、調査研究費、研修費、資料購入費、広報費、広聴費等に要する経費を定めている。

(3) タブレット使用料

議員及び議会事務局にペーパーレス会議アプリケーションを組み込んだタブレット PC を貸与し、議案書はじめ各種議会関係資料のペーパーレス化による地球環境保全に寄与するとともに、スムーズな議案等の審議・審査、表決、オンライン会議の実施や調査活動を行う。

(4) 議場モニター

議場内に設置してある傍聴者向けモニター3 台を老朽化により更新することで、傍聴環境の整備を図る。

○ 内容

(1) 議員の費用弁償に係る経費	議員、委員派遣旅費　700,000 円
(2) 政務活動費	@100,000×23 人=2,300,000 円
(3) タブレット使用料	1,389,960 円(26 台・年)
(4) 議場モニター	大型モニター1 台(設置費用含む) 238,040 円
	小型モニター2 台(設置費用含む) 215,600 円